

議案第36号

平成27年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

# 平成27年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度新居浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	3	事業所
(2) 年間総給水量	16,077,000	m <sup>3</sup>
1日平均給水量	46,600	m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	148,498	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款 工業用水道事業収益	253,664	千円	
第1項 営業収益	248,532	千円	
第2項 営業外収益	5,132	千円	
		支 出	
第1款 工業用水道事業費用	201,508	千円	
第1項 営業費用	170,919	千円	
第2項 営業外費用	28,589	千円	
第3項 予備費	2,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額104,282千円は、過年度分損益勘定留保資金 74,096千円、建設改良積立金 20,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 10,186千円で補填するものとする。)

収 入			
第1款 資本的収入		50,000	千円
第1項 企 業 債		50,000	千円
支 出			
第1款 資本的支出		154,282	千円
第1項 建設改良費		148,498	千円
第2項 企業債償還金		5,784	千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	山根配水池更新事業	217,800	27	69,300
				28	148,500
				計	217,800

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用 水道事業	千円  50,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は 証券発行 (3)借入時期 平成27年度 ただし、事業又は財 政並びに融資機関の都 合により起債額の全部 若しくは一部を翌年度 に繰越し借入れするこ とができる。	年 4.0 % 以 内	借入先の融資条件に よる。 ただし、必要に応じ、 据置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借換 えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の相互間 10,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 52,145 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行